

# 原子力事業者との通報連絡体制について

平成 26 年 2 月 3 日

県民生活部原子力災害対策室

## 1 経 緯

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質は、本県の県民生活や社会経済に大きな影響を及ぼしたが、本県には原子力事業者等からの通報がなかったため、初動対応のための早い段階での情報入手が喫緊の課題となった。

県は、県民の安全・安心の確保に万全を期すため、地域防災計画に原子力災害対策編を新設したほか、原子力事業者との通報連絡体制の構築に取り組んできた。

## 2 覚書等の締結

### (1) 状 況

近隣県の原子力事業者に本県の意向を申し入れ、協議を重ねた結果、最優先課題である通報連絡体制に関して次のとおり覚書等を締結した。

原子力事業者	締結日	締結状況及び対象原子力発電所
東京電力株式会社	H24. 8. 1	原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書 【対象】・福島第一原子力発電所 [約82km] (福島県) ・福島第二 " [約77km] ( " ) ・柏崎刈羽 " [約93km] (新潟県)
日本原子力発電株式会社	H24. 8. 3	東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書 【対象】・東海第二発電所 [約32km] (茨城県)

### (2) 主な内容

項 目	内 容
異常時の通報	・原子力事業者による速やかな通報（10項目）と対策の報告
平常時の連絡体制	・実務者による連絡会の定期的開催 ・連絡会への市町職員の参加 ・連絡会での発電所の現状及び安全確保対策の報告

## 3 通報受信件数（H26. 1. 15 現在）※2月2日時点のものを記載

(1) 東京電力(株) 1, 224 件（福島第一 797 件、福島第二 390 件、柏崎刈羽 37 件）

(2) 日本原子力発電(株) 1 件

※現在のところ、本県に直接影響が及ぶ事象はない。